

各省各庁の長
各行政執行法人の長

人事院指令一八―一

昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部改正について

1 昭和四十五年人事院指令一八―二（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づく指定について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十六（略）</p>	<p>1 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第二条第三号の規定に基づき、次に掲げる機関を指定する。</p> <p>一〇十六（略）</p>

十七 欧州連合知的財産庁（EUIPO）

2
（略）

2 この指令は、令和八年六月一日から施行する。

令和八年六月一日

（新設）

2
（略）

人事院総裁 川本裕子